

小作争議調査表

No. 23

(昭和 年 月 分)

場 所	三井部木ノ洗村大字南樋	場 所	三井部木ノ洗村大字南樋
	下岩田	場 所	下岩田
關係人員	地主 三宮政刀 外二名 小作人 若杉長太郎 外七名	關係人員	地主 三宮政刀 外二名 小作人 若杉長太郎 外七名
地主關係團體	ナシ	地主關係團體	ナシ
原因	昭和七年六月宇津川洪水の結果水田大被害と認められたるも、丹精の結果、本年に於て復したるに依り、地主に對するの済款と要求せられたる	原因	昭和七年六月宇津川洪水の結果水田大被害と認められたるも、丹精の結果、本年に於て復したるに依り、地主に對するの済款と要求せられたる
要 求 事 項	小作科減額と要求	要 求 事 項	小作科減額と要求
經 過	十月八日已長外三名と介し地主に済款要求せし、免相款(免)あり四月五丁迄に済款と満足せし、再交渉と協議あり、自三月再介三名を介し免相款と相為し、済款と要求せし、地主を考慮中、自三月自承記承諾と解決	經 過	十月八日已長外三名と介し地主に済款要求せし、免相款(免)あり四月五丁迄に済款と満足せし、再交渉と協議あり、自三月再介三名を介し免相款と相為し、済款と要求せし、地主を考慮中、自三月自承記承諾と解決
結 果	免相款(免)あり四月五丁迄に済款あり、小作科減額	結 果	免相款(免)あり四月五丁迄に済款あり、小作科減額

財團協調會福岡出張所

備 考	
備 考	
備 考	